

特別調達廳の任務等に關する件（閣議決定昭和二二・一二・五）案

公團及び特別調達廳の性質等に關し、今回連合國最高司令部より別紙のような指示があつたので、政府は、左の通り決定する。

一 特別調達廳は、連合國最高司令部官覺書第一三九四號第三項に記載されてゐる Government Corporation に該當するものであるもので、この覺書の趣旨に鑑み、特別調達廳は、政府の一部であるものと解釋すること。

二 内閣總理大臣は各關係廳に對し、遲滞なく前項の旨を訓令すること。

（訓令参考案付）

三 特別調達廳は、左のような職責を有する政府部局であることを確認すること。

(1) 特別調達廳は、その所管する業務に關する契約の締結及び支拂請求書の證明について責任を有する政府部局である。

(2) 特別調達廳は、特別調達廳法に規定された業務を監督する責任ある政府部局である。

四 内閣總理大臣は、遲滞なく、大藏大臣その他の關係各大臣に對し前記(1)の旨（訓令参考案付）を、都道府縣知事に對し同項(2)の旨（訓令参考案付）を夫々訓令すること。

五 占領軍の要求に係る業務につき、現に戦災復興院及び戦災連絡中央事務局において所掌してゐる業務は、昭和二十三年一月一日までにこれを特別調達廳に移管すること。

備考 連合國最高司令部から同時に指示があつた公団については右指示の線に従つて至急關係各廳において業務の上改め手續に於いて必要の措置を決定するものとする。



訓令参考案付

特別調査課の任務に關しては、今回連合國最高司令部よりの指示もこれあり、且つ又、特別調査課が、連合國最高司令官覺書第一三九四號第三項に記載された Government Corporations に該當するものであることに照らし、政府においては、特別調査課は、政府の一部局であると解釋することに斷議決定した。よつて關係各職においては、今後この趣旨を嚴守し、諸般の問題を處理するに當つては、特別調査課は、これを政府の一部局として、取り扱うこととせられ度い。

右訓令する。

訓令参考案付

今政府は、特別調査課が政府の一部局であると解釋する旨を關議において決定し、なおこれに伴い特別調査課は、その所管する業務に關する契約の締結及び支拂に關する證明書の作成について責任ある政府部局であることを確認した。よつて各大臣においては、今後この趣旨を嚴守し、事務處理に當つては、すべて、特別調査課は、かかる性質の政府部局としてこれを取り扱うこととせられ度く、又、管下各職に對しその旨を徹底させるため十分の措置を講じられ度い。

右訓令する。



訓令参考案旨

特別訓達(注)復に論じては、今回逕台閣教育司令部よりの指示もあつたので、政府においては、特別訓達は、政府の一部局であると解する旨を閣議決定し、なおこれに伴い、特別訓達は、特別訓達(注)に規定された業務(の施行)を監督する責任を有する政府部局であることを確認した。よつて貴方においては、今後この趣旨を厳守せられ、特別訓達より貴方に対し右監督上の指示等の行われた場合には、右の趣旨に照し、これを遵守すべきものと了解せられ度い。

右訓令する。



めくれず

裏面白紙

一、連合國最高司令官覚書一三九四號第三項に特記されたる

(Government Corporation)

は、公團及び特別調査廳を意味し

且日本政府の一部局であると解釋しなければならぬ。

二、公團の場合は、主務大臣、特別調査廳の場合は内閣総理大臣は、關係廳に對して前項の旨を訓令しなければならぬ。

三、特別調査廳に關しては、内閣総理大臣は次の事項を關係廳に訓令しなければならぬ。

(甲) 大體大臣及び關係各省に對して、特別調査廳はその所管業務に關する契約の締結及び支拂請求書の送附について責任ある政府の

部局であることを。

(乙) 知事に對して、特別調査廳は、特別調査廳法に規定された業務を監督する責任ある政府の部局であることを。

又、特別調査廳及び特別調査廳中央事務局の所掌した運駐軍の要末業務の特別調査廳への移管は昭和二十三年一月一日まで之を行